公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７号
北海道北見市三楽町154番地３　三楽第１荘
債務者　山崎　信子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
岩手県奥州市胆沢区小山字北柴山１番地５、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻渋川４番地１　千富館東館201号室
債務者　佐藤　美香
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第４号
岩手県奥州市胆沢区小山字長根16番地２
債務者　作田　隆浩
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１０８号
埼玉県上尾市大字中新井520番地65
債務者　桑原　麻優
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目３番12号　浦和レジデンス104
債務者　板谷　人司
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目３番12号　浦和レジデンス104
債務者　板谷　弓子（旧姓平塚）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
静岡県駿東郡長泉町上土狩343番地の４　サンハイツ秋山Ｂ棟102号
債務者　井原　寿朗（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津55番地１
債務者　大橋　由美（旧姓倉重）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
佐賀県佐賀市鬼丸町11番13号
債務者　長尾　憲治
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０７号
佐賀県佐賀市蓮池町大字古賀1188番地６
債務者　横尾　節子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
長崎県長崎市小江原２丁目23番16―503号
債務者　運天　美沙
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５０５号
札幌市白石区平和通９丁目北15番９号　清和荘１階左
債務者　冨樫　素己
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６１２号
札幌市白石区本通２丁目北４番８号　コーポ憂５号
債務者　西野美香子（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４６号
札幌市南区常盤２条２丁目１番６号
債務者　堀川　彰夫
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５０号
北海道千歳市新星１丁目３番10号
債務者　岩城　智子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２８号
北海道千歳市北栄２丁目20番10―302号
債務者　管野真紀子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３１号
札幌市東区北18条東14丁目２番17―401号
債務者　入船まりこ（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部